

《書評》

**Е.Н.Чернолуцкая, Принудительные миграции
на советском Дальнем Востоке в 1920-1950-е гг.,
Владивосток: Дальнаука. 2011. 512с.**

寺山 恭輔*

E.N.Chernolutskaia, Prinuditel'nye migratsii na sovetskom Dal'nem Vostoke v 1920-1950-e gg., Vladivostok: Dal'nauka, 2011

TERAYAMA Kyosuke

本書は1920年代から50年代にかけてのソ連極東における強制移住の歴史を総括した、チェルノルツカヤ氏の研究である（注1）。序文と五章から構成され、最後に結論と8件の添付文書が添えられている。当時の貴重な写真が多数挿入されており、非常に参考になる。本書の構成は以下のとおりである。

- 第一章 「1920年代におけるソ連極東地域からの強制的移住」
- 第二章 「1930年代から1940年代初頭にかけての極東における強制的植民地化」
- 第三章 「第二次世界大戦前夜の極東における国境警備政策と社会的『清掃』」
- 第四章 「第二次世界大戦時の極東における強制的移住の特殊性」
- 第五章 「極東における強制移住の戦後段階（1945-1950年）」

分量的には第一章と第四章が短く、特に強制移住が本格的に運用された戦前期を扱った第二章、第三章、さらに戦後の時期を扱った第五章がそれぞれ一、四章に比べて4~5倍の分量をかけて叙述されているのが特徴である。以下、順を追って各章の内容を紹介していくことにしたい。

序文では強制移住の研究が海外で1960年代に始まり、ロシアではソ連崩壊後の90年代に本格化したこと、各地域、各民族別の研究が進められているものの極東地域についての総合的な研究がまだ出ていないこと、強制移住とは何を意味するのか当局が用いた用語が変遷していること、

*東北大学東北アジア研究センター教授

取り扱う文書として新たに公開された公文書館の史料、統計、刊行物、回想録等があることについて言及している。

第一章は1920年代を扱い、全国的な状況との関連で極東地方についても言及される。弾圧機関としていわゆるトロイカが極東地方に導入されたのは1927年6月である。革命、内戦を逃れた避難民や捕虜、武装解除後の赤軍兵士などが集中していたことが1920年代初頭の極東地方に特徴的な現象であった。中国、朝鮮に逃れた白系ロシア人の中にはロシアに帰還する人々も少なからず存在した。地方が維持するには過剰なこれらの住民への対応が初期の極東地方行政に課せられた課題であった。特にポリシェヴィキと戦った元白系住民は登録を求められ、当局は国境沿いの禁止ゾーンへの彼らの居住を禁じ、移動についても当局への連絡を求めたが、多くの場合、重要人物としてリストに掲載された元白系住民は極東地方からの移住を余儀なくされた。1922年末から23年初めにかけて当局が作成したデータによれば全部で2,316人が極東から追放された。当局者の一人は3,500人が追放されたとし、自らの意志で1万人が中央ロシアへ向かったと述べている。その後も20年代を通じて、極東地方では信用できない異分子の暴露、追放は続いたが、その中には反ポリシェヴィキ的な教授、学生、非ポリシェヴィキ政党関係者、君主主義者、民族グループ、聖職者などが含まれていた。外国人にも登録を義務付け、それを怠った中国人も祖国に送還され（例えば1922年には800人）、1929年の中東鉄道をめぐる紛争の際に中国からソ連人が352人追放されると同数の中国人をソ連から追放した。しかし大部分は密輸や麻薬の利用、販売に手を染めていた。極東地方は他の地域から人々が追放される土地でもあり、1928年には7,000人が登録されていた。1920年代末の農業集団化に際しては、もちろん極東地方でも農民が弾圧され、その中にはほかの地方へ追放されるものも含んでいた。強制労働は、規模は小さいながら1920年代にも存在し、1930年時点で極東地方における強制労働者は4,500人に上った。1929年以降、採択された一連の決定によってこのような状況に大きな変化が訪れることになる。

第二章が扱う1930年代から1940年代初頭にかけて、極東地方ではクラーク〔富農を意味する。実際には著者も述べるとおり中貧農の中にも体制に敵対的であるとして弾圧された人々もいたが、ここではこの用語をそのまま用いる〕追放や特殊移住（спецпоселение）が拡大した。イヴニツキー、ダニーロフらの先行研究では極東についての言及は断片的で、従来の極東地方の研究者の研究蓄積をまとめる必要がある。穀倉地帯に比べて極東地方における集団化のテンポは遅く設定されていたが、1930年に地方当局は金、木材産業など人手の必要な地域に4,000家族を追放することを計画していた。ところが、労働者不足に悩む企業経営者の中には、禁を破って移住地から逃亡した元クラークを雇い続けるものもいた。31年春段階でも追放された家族は450程度にとどまり、計画通りに進んでいなかったことがわかるが、著者によれば1930年に極東地方全体で非クラーク化された農家は約4,000に達し、全農家の2.6%にあたるとしている。追放以外の措置を受けた経営が存在したことになるが、この数値の相違について本書では必ずしも明らかでない。1931年にも追放が続くが、2年間に極東地方で追放されたのは約3,000家族、15,000人弱というデータを挙げている（全国的には30年に56万、31年に124万、32年に7万）。極東地

方についての 32 年のデータはない。評者の見るところ、32 年にはロシア中央から大量の労働者が極東地方に派遣されており、それとの兼ね合いで非クラーク化された人々の労働力利用は解明すべきポイントである。実際にその後、1933 年に労働力不足に悩む極東地方当局がスターリンに 5,000 家族を移住させる許可を求め、それが許可されたとの記述がある。結局 1934 年まで続いた域内の強制移住を被った農家は約 8,000、3 万人に上った。一方で極東地方にはタートル自治共和国、白ロシア、ウクライナ、中央ヴォルガ地方、中央黒土州から 1930-31 年に約 7,000 家族、3.4 万人の非クラーク化された農民が移住してきた。この中には、ウクライナ、白ロシアの国境周辺に住み、当局が外国人との接触を危惧する「社会的に危険なクラーク」と分類された個人農が含まれ、後に彼らの家族の受け入れも地方当局は負担することになった。域内での追放と他地方からの極東への追放を合わせ、1930-34 年に極東の特殊村落に送られた非クラーク農民は約 15,000 家族、7 万人（別のデータには約 5 万とある）と総括でき、その後の極東への流入はほとんどゼロに近かった。極東地方では特殊移住者は主として金産業（60-85%）で働き、次に木材産業に従事することが多く、農業に従事していたのはわずか 10% 程度であった。30 年代の彼らの労働力としての利用が詳しく描かれているわけではないが、ほかの地域同様、様々な仕事に動員されていた。彼らの居住地は極東地方の 17 地区、約 130 弱の特殊村落であった。1938 年にはこのうち国境ゾーンに存在していた村落住民（100 キロ以内、43 村、約 13,000 人）を内部に移住させる決定が出され、国境地域は「清掃」されることになった。特殊移住村の人口データも残されているが、劣悪な居住環境が原因で当初は死亡率が高く、1935 年以降になって安定した。村からの逃亡者のデータも年ごとに記録されているが、飢饉が猛威を振るった 1933 年に特に多いこともデータからうかがえる。農業集団化に際しての苦情受付も 30 年代に実施され、極東地方では約 1,200 人が解放され、選挙権も回復した人の多くは村から出て行った。34-37 年に選挙権を回復したのは約 5,500 人に上った。特に若者にとっては 1938 年 10 月に 16 歳以上の男女にパスポートが付与され始めると、村からの脱出のチャンスとなった。非クラーク化された人々の生活状況については、受け入れ側の準備が整っておらず、居住する家屋、衣服、靴などもなくきわめて悲惨な状況だった。特に老人、子供の適応は食料不足、罹患率の高さなどにより困難だった。たとえば一人当たりの居住面積は 1.0~1.5 m² という記録もある。1930 年代後半に生活が安定し、さらに裕福な層が出現するとこれに対しても当局は警戒を強めることになった。この移住直後の悲惨な生活を説明するにあたり、多数の回想が利用されている。特殊移住村においては医療サービス、学校教育も実施され、医師や教員も動員された。この章の最後に、特別に組織された植民村が取り上げられている。これは北東ラーゲリとバムラーゲリの構成に含まれていたものだが、数十万にも上る本体の強制労働ラーゲリ（上述の二つに加えてダリラーゲリを合わせると 50 万人以上）の人数に比してその規模は極めて小さい。強制労働と銘打っているのであれば、同様に他の地方から強制的に連行されてきた人々からなるこの大規模なラーゲリについてこそページを割くべきだが、その形成過程や極東当局の対応についてほとんど言及がないのはどうしてだろうか？

第三章では国境に焦点があてられる。1920年代の極東国境は往來の自由な地帯だったが、30年代に入ると隔離・警備機能が国境地帯の優先事項となった。中央が極東地方をどう見ていたかが国境政策策定において重要だが、「反対派が逃げ込み、コサックが居住し、密輸に従事する者が多く、中国人・朝鮮人が居住し、外国人との接触も頻繁で、中東鉄道職員もその売却後には来訪し、元囚人や特殊移住者が住民のかんりの程度（20%）を占める場所」と著者は総括している。したがってこの地域全体で重点的な社会的「清掃」が実施されることになった。そのためにソ連全土で1932年末に導入が決まったのがパスポート制度で、16歳以上の住民には所持と住民登録が義務付けられ、農民にはそもそも給付されなかった。極東では1933年から発行が始まったが、企業にとっては厳格なパスポート制度が適用され、社会的な異分子が労働力から排除されるのを嫌い、導入に熱心ではなかった。極東では主要5都市にこの体制が最初に導入されたが、その手続きの実態について言及される。34年4月までに約80万がパスポートを受領したが、もたえなかった5.6万人は居住地から離れることを求められた。サハリンでは適用が厳しかった。当局はパスポートを持たない不法分子が都市や国境地帯に侵入することを恐れ、様々な手法を用いて違反者を摘発し、追放するが、これは信頼のおけない分子の第二の大量追放の観を呈していた。

次に焦点があてられるのは朝鮮人問題である。帝政時代に徐々にロシア領に流入してきた朝鮮人問題の推移についてかなり詳しい叙述が続く。1914年段階で沿海地方だけで6.4万人の朝鮮人（うちロシア臣民2万）が居住していたが、政府は問題の解決に成功しなかったと述べる。ただし何をもって「解決」とするのか著者は必ずしも明らかにしてはいない。ソ連時代の1923-24年段階でも公式の数字によれば13万人以上が居住していた朝鮮人については、20年代から日本のスパイとしての役割を果たしている、との当時の当局の文書を掘り起こしている。その後も続いた流入、土地の取得に危機感を覚えたソ連当局は「東方諸国人 *восточники*」の流入を阻止すべく努めていた。1927年から32年にかけて政治局では3回、朝鮮人の国境周辺の土地からの移住について審議した。29-30年には3,371人の朝鮮人がウラジオストック周辺から移住させられたが、31年には停止した。そして1937年8月から10月にかけて極東地域に居住するほぼすべての朝鮮人のカザフスタン、ウズベキスタンへの強制的な移住が実行に移された。36,442家族、171,781人がその総数で、カザフスタンが約9.5万、ウズベキスタンが約7.5万人を受け入れた。戦後、いったんは極東に戻ることを許されるが1947年3月の決定で取り消され、帰還についてはスターリンの死を待つしかなかった。

次に朝鮮人に比べて研究の少ない中国人に焦点があてられる。中国人も極東に多数居住していたが、その移動が頻繁であること、季節性があること、不法移民が多かったことなどが特徴で、1926年の国勢調査時に極東地方には6.5万人（特にウラジオストック周辺に4.3万人）の中国人が居住していた。1920年代から中国人の動向、特に張作霖とつながりの疑いをもつスパイ活動について注意が払われていた。中東鉄道をめぐる1929年の中ソ紛争の際には、中国の同様の方策に対抗して中国人を逮捕した（1,000人から1,500人）。ウラジオストックの中心部に存在し、

ミリオンカと呼ばれる地帯は衛生面、防災面、治安面でもひどい状態に置かれ、阿片の吸引所も存在する巢窟、非法民、犯罪者、スパイなどが暗躍する場所として当局も内情を測り兼ねていたが、1936年6月には政治局自体がその解体について決議するに至った。その過程が描かれるが、同年中に4,200人の中国人がここを出ていったと記録されている。朝鮮人とは別に中国人に対して行われたのは追放ではなく、大量の逮捕であった。1937年12月末に極東地方における中国人の逮捕が始まった。続いて1938年1月末には全国で少数民族のスパイ・破壊活動者を逮捕する作戦が始まり、そこにも中国人が含まれていた。2月に入ると極東では国境地帯における反ソ的で信頼できない分子の逮捕が命令された。中国人が集中していた沿海地方ではこの3か月で6,000人が捕まり、3,000人以上が銃殺された。38年5月には逮捕した中国人を、新疆経由で中国に移送するようとの命令が中央から届いたが、命令は停止され希望する者だけに限定された。正確なデータはないものの、中国人やその配偶者の中には新疆経由で中国に帰国した者はいた。逮捕された自国民の解放を求めて中国大使館も抗議した。この節の最後で著者は最終的に新疆経由で7,900人の中国人（およびその配偶者）が中国に戻ったと断定しているが、果たしてそう言い切れるのかいささか疑問に感じた。著者も述べるとおり、利用できる史料が少ないように思われる。次に着目するのは極東におけるドイツ人住民に関する問題である。1991年に極東における弾圧をテーマに著作を発表したストーリンを中心に、1930年代末に極東に移送されてきたドイツ人が、主としてアムール川流域にコルホーズを形成したとの極東の研究者の間に広くみられる見解に疑問を呈し、ドイツ人は特殊移住者として1929-30年に極東にやってきた人々の一部であり、30年代末に2万人以上のドイツ人が極東へ送られたとの説も立証できないとする。

次に著者は、1930年代に極東の国境地帯から「信頼のおけない分子」を追放する裁判外の手法の展開についてまとめている。1930年から1935年までの6年間で8,000人以上が極東地方から追放処分を受けていた。さらに1937-38年の大テロルの時期に25,000人が処刑され、11,000人が強制収容所送りとなったが、これは全人口の1.5%を占め、他地域に比較して最も高い割合を示していた。配偶者や子供などの家族も粛清の対象になった。大規模なテロルとともに全国的に進出禁止ゾーンが拡大し、極東地方でも38年2月に政治局が禁止ゾーンを決定した。38年末に大規模なテロルがほぼ終息したあとの1939年に、沿海地方では反ソ的、または疑わしい分子を遠隔地に強制的に移動させた。39年の場合、追放される人物については個人個人を具体的に検討するよう求められた。その結果、当初のリストに掲載されていた7,500あまりの家族のうち、実際に強制移住を強いられたのは約4,000程度の家族にとどまった。そして移住を強いられた人々に対しては、若干の苦痛軽減策が試みられたものの、それ以前と変わらぬ苦難を経験することになった。極東では1930年代に大量の追放や社会的な「清掃」が実行されたが、この弾圧を被ったのは35万人にのぼり、そもそも人口密度の低かったこの地方にとってはきわめて甚大な損害だった。このような「清掃」は極東地方の工業化という課題とは矛盾するものだった。

第二次大戦時代を扱う第四章では最初に1941-45年にかけて、かつてクラークとして追放された特殊移住者についてまとめられる。その極東における総数は大戦中に約2.6万人から1.9万人

へと約 7,000 人減少した。国が彼らの中からも徴兵を開始したこと、子弟にパスポートを付与したため、彼らが追放地を後にしたことなどが原因である。全国的には 45 年 1 月までに約 30 万人も特殊移住者の数は減少した。極東に残った特殊移住者は金産業、木材伐採などに従事した。国から自由を奪われ、強制されていたため戦前同様、彼らの労働生産性は高く、戦後表彰を受けるものも多かったが、軽蔑的・差別的対応からは逃れられず、戦中は当局による監視の目も厳しくなった。戦時中に約 120 万人のドイツ人がカザフスタン、アルタイ、シベリアを中心とする地域に強制的に追放されたが、追放地でなかった極東では、戦前から居住するドイツ人が域内で特に国境周辺地域からの移住を強制された。その数は 3-4,000 人だが、その他の地域と同様に有無を言わず強制的に移住させ、その約半分は「労働軍」として様々な仕事に動員された。回想が引用されている。次にコムソモリスク・ナ・アムールとソヴェーツカヤ・ガーヴァニを結ぶ鉄道建設（通称第 500 建設）への特殊移住者の動員に焦点が当てられる。1943 年秋から動員が開始され、全国各地から割り当てに基づいて労働力を送ることを想定していた。戦前は 50 万人以上を数え、1945 年には約 25 万人へと減少した極東のより大量の懲罰グループ、すなわち強制労働収容所の囚人について最後に言及はあるが、おそらくは人数的にもより重要なこのグループに関する分析、あるいは研究状況についてほとんど言及のないのは残念である。

第五章は戦後の時期を扱っている。1930 年代にクラークとして強制的に追放された人々は 1950 年までに解放されることになるが、彼らに代わって新たな追放者が送られてくることになる。第一に戦中に他国に居住し本国に帰還した人々である。ナチスに協力したヴラソフ軍をはじめ、帰還時に点検を受けた結果、祖国への裏切者、戦犯として裁かれ多くがグラグ（矯正労働収容所）の諸企業に労働力として送られることになった（便宜的に「ヴラソフ主義者」と一括りに呼ばれた）。極東にどれだけの本国帰還者が送られたのか正確なデータは発見されていないが、最も多数が送られたのが 45 年末には 3 万人近くのにぼったダリストロイで、その他コムソモリスク・ナ・アムールとソヴェーツカヤ・ガーヴァニを結ぶ鉄道建設などに投入された。一方でその中のバルト三国出身者は出身地に戻された。ヴラソフ主義者は 1952 年初めまで 3.7 万人極東に存在したが、戦争犯罪が実際に証明され名誉回復がなされていない人々が 2009 年段階でも 300 人以上にのぼる。ヴラソフ主義者は当初定められた 6 年の期限を経過すると徐々に自由が与えられたが、石炭、石油産業の労働者としてさらに 3 年極東に残された人々も約 7,000 人いた。民族的な所属が理由で追放された人々はどうなったのか。まずドイツ人は戦後も労働力として 3,000 人程度が極東で利用されていた。それが次第に増加し 53 年時点では 9,000 人を超えたが、この増大を促した諸決定は見出していない。初めはハバロフスク地方に集中していたが、次第にダリストロイ、アムール州、サハリン州での労働力として利用が進んだ。地方や企業間では中央が設定するノルマ達成のため必要な労働力として彼らの奪い合いも見られた。これとは別のドイツ人問題が存在する。戦間期にナチスは約 30 万人のソ連在住ドイツ人をドイツおよび周辺地域に連行し彼らにドイツ国籍を付与したが、戦後彼らのうち 20 万人以上がソ連に戻った。そのうち極東に送られたのはブガイが言及していた 2.3 万人ではなく千人程度にとどまる。ともあれ、

これらの外部からのドイツ人の流入によって上記の 9,000 人という数字になったのではないかとと思われる。ドイツ人はクリミア・タタール、トルコ・メスヘティア人と並んでソヴィエト政権が領域自治の復活を認めなかった 3 つの「罰せられた民族」の一つで、政治的な名誉回復がなされたのは 1964 年だったが、54 年から 55 年にかけて自由を得ることになった。ただし、どの程度のドイツ人が極東から去ったのかについてははっきりしない。カルムイク人の特殊移住村が極東に出現したのは 1948 年である。彼らは 44 年初頭、シベリアに追放されたが 48 年にチュメニ州から一部 2,000 人弱がサハリンで漁業に従事させるために再度移住させられた。56 年に彼らも解放され徐々にスタヴロポリ地方内のカルムイク自治州 (1957 年に設置) へと戻っていった。

1948 年から 49 年には国内の強制的移住が目立って活発化する。いわゆるオウノフツイ (ウクライナ民族主義者組織 = ウクライナ蜂起軍メンバー) は 1949 年 1 月に約 11.2 万人存在した。極東にも 49 年段階で約 6,000 人いたものが、50 年に 2.6 万に達し、53 年まで 3 万人を超えていたが、徐々に解放されていった。戦後最大の追放を受けたのがバルト三国の住民で、1945-49 年にかけて 14.2 万人がソ連内の各地域に追放されたが、極東にも数千人が送られている。1949 年 7 月にはモルダヴィアの 3.5 万人がソ連各地に追放され、極東にも約 2,000 人が送られた。

戦後のコルホーズ員の労働意欲の低下に対し、フルシチョフのイニシアティブに基づき、1948 年 6 月 2 日に出された懲罰的な法律に基づいて追放された農民、いわゆるウカーズニキについてはジマーなどが「第二のクラーク絶滅策」として取り上げているが、極東も追放地に含まれている。この時は、個人個人についてより詳しく検討が加えられ、寄生分子、有害分子、アル中、怠け者が追放の対象として列挙された。1952 年段階の報告によればこの法律により 3.3 万人、極東には最大で 4,500 人程度が追放されたが、この政策は農村に対する抑圧の継続策とみなせる。強制的移住者の中には、公民権を剥奪された流刑移住者 (ссылнопоселенцы)、流刑者 (ссылные и высланные) も存在した (特殊移住者は公民権を保持していた)。流刑移住者は 1948 年の政府布告で大祖国戦争終了後、ラーゲリや刑務所から刑期を終えて解放された人々 (スパイ、破壊者、テロリスト他) が該当するとされ、流刑者は司法組織等の決定で流刑に処される人を意味した。極東では 1952 年の 5,000 人から 56 年の 1.2 万人へと増加した。1948 年の布告を廃止した 56 年 3 月の命令で彼らの解放が進んだ。

さらに長い間秘密のベールに閉ざされていたのがコリマに送られた「特別要員」である。ソ連における原子力政策の発達とともに、関連情報の漏洩を恐れた当局が、それまでに蓄積された経験をもとにとったのが、作業に従事した労働者、技術者を遠隔地に隔離することであった。1949 年秋から、原子力産業関係者のマガダン、ダリストロイへの移送が進み、その数は約 1 万人に達した。そして 1951 年末より彼らに対する厳格な統制が徐々に緩和され始め 1954 年には解放が完了した。

最後に本章を総括すれば、1930 年代以上に極東地方への強制的移住者の数が増大したことである。ソ連全体では 1945 年から 53 年に特殊移住者の数は 1.2 倍に増加 (280 万人) したが、1952 年に 9.4 万人でピークを迎える極東では同じ期間に 4.8 倍へと増加した。また 1930 年代にはハバ

ロフスクと沿海地方に限られていたものが、戦後は強制移住地が極東全域に広がっていた。ところが冷戦が進行するにつれ、当局は戦略的に重要な地域から移住者を別の場所に移す作業に着手することになる。極東地方もそのリストに含まれていたため、1952年以降ハバロフスクがその収容の中心地となる。1952年にはウラジオストックが外国人といくつかのカテゴリーのソ連人にとって閉鎖ゾーンに指定された。極東地方はソ連国内で2-4%の追放者を収容する辺境の地位を占めていた。1953年段階では特殊移住者の36%がカザフスタン、西シベリアが23%、東シベリアが10%を占めていた。極東への特殊移住者の急激な増大は、30年代に50万人以上いた囚人が40年代後半には16-25万人へと減少したことを背景に生じていた。50年代に極東はほかの地域同様に最大限の発展を遂げたが、次第に減少に転じ、大量の現象としての強制移住は最終的に解体される。

そして最後に本書の結論が述べられるが、基本的に各章の小括が盛り込まれている。

本書はスターリン時代の極東へソ連国内の他地域から送られた強制移住、および極東域内での移動について総括したおそらくは初めての研究であり、その意義は非常に大きい。追放される理由は様々であり、具体的にどのような理由で、いつ、どこから極東に連れてこられ、どこに収容されたのか、男女比、年齢・民族別の収容者の構成等、史料が発掘されている場合にはそれらのデータについてもまとめており、大きな流れをたどることができる。ただしいくつかの章でも述べたことではあるが、強制移住といえれば本書でもしばしば言及されている最高で50万にも上った強制収容所への収容について、それをいかにとらえるのか、本書でまとめられている人々との違い等、何も述べられていない点には違和感を覚える。50万人もの収容所の囚人の存在を考えると、本書におけるより小規模のカテゴリーについての詳細な記述は、言及されていない50万の囚人の存在の大きさを逆に際立たせているようにも思われる。様々なカテゴリーで極東に追放された人々が、これらの囚人も働いていたダリストロイ、ダリラーグや鉄道建設にも送られていたことも考慮するとなおさらである。50万にものぼる人間のデータであるから、史料の発掘、追跡等、いまだに困難があるのかもしれないが、最低限研究や資料公開の進展状況等についての言及があれば、本書はより説得力を持ったのではなかろうか？ともあれ、史料を完全に見出していない分野もあるようであり、本書のようなテーマの研究遂行の難しさが垣間見える。それらの問題については本書を足掛かりにして、今後徐々に研究史の空白が埋められていくことがおいに期待される。

注

- (1) Елена Николаевна Чернолуцкая氏は、ロシア科学アカデミー極東支部歴史・民族学・極東諸民族人類学研究所の上級研究員で、2014年9月から11月まで東北大学東北アジア研究センターに客員教授として滞在した。